

## 第4章 対外経済関係と国際経済への統合 参加から 実践段階へ

著者	藤田 麻衣
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	アジ研トピックリポート[緊急レポート]
シリーズ番号	46
雑誌名	2001年党大会後のヴェトナム・ラオス 新たな課 題への挑戦
ページ	71-98
発行年	2002
出版者	日本貿易振興会アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00009401">http://hdl.handle.net/2344/00009401</a>

## 第4章

# 対外経済関係と国際経済への統合 参加から実践段階へ

### はじめに

第9回党大会で採択された社会経済開発戦略は、今後10年間で2020年までの工業国入りを達成するための基礎形成の期間と位置づけ、急速かつ効率的な経済成長、競争力の強化を強調するなど、経済の効率化に重点を置いた内容となった。1990年代後半以降、経済改革の遅れ、保守化傾向が鮮明となり、アジア通貨危機以降は深刻な経済停滞に陥っていただけに、第9回党大会において経済の効率化に向けた方針が確認されたことは、海外投資家、援助国からもおおむね好意的に受け止められ、久々の明るい話題となった。

ヴェトナムが経済の効率化に本格的に取り組まざるをえない背景の一つとして、国際経済への統合が挙げられる。1990年代にASEANやアジア太平洋経済協力（APEC）への加盟を経て展開してきたヴェトナムの国際社会への復帰は、今後、参加のみならず義務を伴う実行段階へと移行していく。ヴェトナムは、2006年に迫っているAFTAの関税引き下げ期限、2001年12月に発効した米越通商協定の実施、加盟申請中のWTOへの加盟交渉の進展などを通して、貿易・経済体制の自由化を迫られていくことになるのである。

本章では、ヴェトナムの国際経済への統合がどのように進展しているのか、それがヴェトナムの中長期的な経済発展にどのような課題を突きつけるものになるのかを検討していくこととする。

## 第1節 対外経済関係の概況

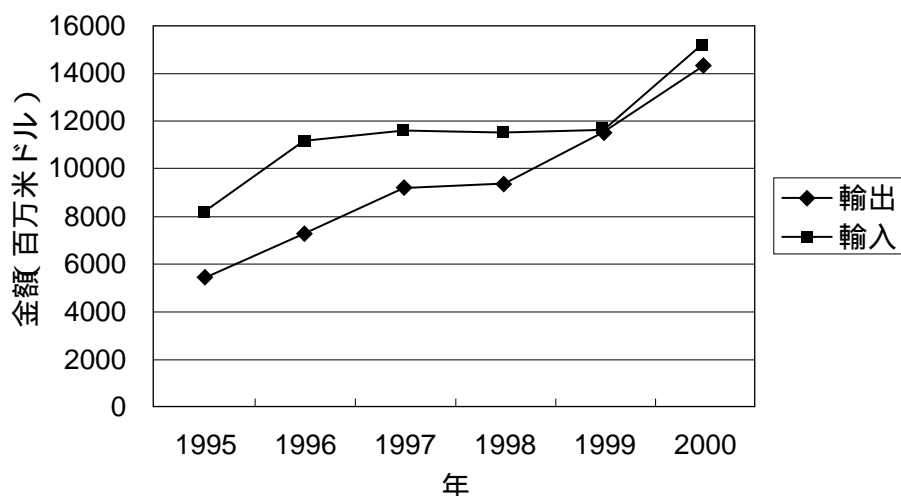
本節では、1990年代を通じて拡大し、ヴェトナムの経済発展において重要な役割を果たすに至っている対外貿易、外国直接投資の展開を概説する。

### 1. 対外貿易

ヴェトナムの対外貿易は1990年代を通じて急速に拡大した。2000年には貿易の対GDP比率が94%に達するなど<sup>1</sup>、ヴェトナム経済に占める対外貿易のウェイトは高まっているが、その一方で、ヴェトナムの貿易体制はきわめて閉鎖的なものにとどまっている。

図1は、1990年代後半におけるヴェトナムの対外貿易額の推移を示したものである。輸出額は、1995年から1997年まで順調に拡大し、1998年にはアジア通貨危機の影響により伸び悩んだものの、その後再び急速に増加している。輸出の急速な拡大は、通貨危機後停滞したヴェトナム経済の回復過程において、重要な牽引力としての役割を果たした。輸入額は、1996年以降実施された輸入制限措置など

図1 ヴィエトナムの貿易額



出所) General Statistical Office, *Statistical Yearbook*, Hanoi : Statistical Publishing House各年版

表1 ヴィエトナムの輸出の地域・国別構成

単位：百万米ドル

	1995		1996		1997		1998		1999		2000	
(1) 地域別												
アジア	3,945	72%	5,254	72%	6,017	66%	5,472	58%	6,578	57%	8,511	59%
東南アジア	1,112	20%	1,778	24%	2,023	22%	2,020	22%	2,461	21%	2,613	18%
東アジア	2,756	51%	3,302	46%	3,818	42%	3,174	34%	3,888	34%	5,579	39%
その他アジア	46	1%	75	1%	114	1%	179	2%	228	2%	319	2%
西ヨーロッパ	983	18%	951	13%	1,830	20%	2,208	24%	2,597	23%	2,771	19%
中央・東ヨーロッパ	135	2%	164	2%	248	3%	231	2%	259	2%	257	2%
南北アメリカ	238	4%	263	4%	360	4%	562	6%	632	5%	831	6%
アフリカ	38	1%	14	0%	11	0%	3	0%	5	0%	0	0%
オセアニア	57	1%	73	1%	251	3%	497	5%	832	7%	1,290	9%
合計	5,449	100%	7,256	100%	9,185	100%	9,360	100%	11,540	100%	14,308	100%
(2) 国別												
日本	1,461	27%	1,546	21%	1,675	18%	1,515	16%	1,786	15%	2,622	18%
シンガポール	690	13%	1,290	18%	1,216	13%	741	8%	822	7%	886	6%
中国	362	7%	340	5%	474	5%	440	5%	859	7%	1,534	11%
台湾	439	8%	540	7%	815	9%	670	7%	682	6%	756	5%
オーストラリア	55	1%	65	1%	230	3%	472	5%	815	7%	1,272	9%
ドイツ	218	4%	228	3%	411	4%	553	6%	654	6%	730	5%
米国	170	3%	204	3%	287	3%	469	5%	504	4%	732	5%
韓国	235	4%	558	8%	417	5%	229	2%	320	3%	352	2%
香港	257	5%	311	4%	431	5%	318	3%	236	2%	315	2%
英国	75	1%	125	2%	265	3%	336	4%	421	4%	479	3%

出所) General Statistical Office, *Statistical Yearbook*, Hanoi: Statistical Publishing House各年版

表2 ヴィエトナムの輸入の地域・国別構成

単位：百万米ドル

	1995		1996		1997		1998		1999		2000	
(1) 地域別												
アジア	6,278	77%	8,516	76%	8,894	77%	8,846	77%	9,095	78%	12,504	82%
東南アジア	2,378	29%	2,991	27%	3,244	28%	3,384	29%	3,288	28%	4,419	29%
東アジア	3,838	47%	5,436	49%	5,566	48%	5,354	47%	5,684	49%	7,907	52%
その他アジア	62	1%	89	1%	85	1%	109	1%	123	1%	179	1%
西欧	728	9%	1,234	11%	1,397	12%	1,151	10%	961	8%	1,200	8%
中央・東欧	203	2%	240	2%	236	2%	284	2%	313	3%	327	2%
米州	232	3%	282	3%	436	4%	465	4%	512	4%	495	3%
アフリカ	3	0%	6	0%	15	0%	4	0%	0	0%	0	0%
オセアニア	104	1%	153	1%	215	2%	294	3%	263	2%	361	2%
合計	8,155	100%	11,144	100%	11,592	100%	11,500	100%	11,622	100%	15,200	100%
(2) 国別												
シンガポール	1,425	17%	2,033	18%	2,128	18%	1,964	17%	1,883	16%	2,760	18%
韓国	1,253	15%	1,781	16%	1,565	13%	1,421	12%	1,440	12%	1,730	11%
日本	916	11%	1,260	11%	1,509	13%	1,482	13%	1,477	13%	2,251	15%
台湾	901	11%	1,263	11%	1,485	13%	1,378	12%	1,497	13%	1,896	12%
中国	330	4%	329	3%	404	3%	515	4%	683	6%	1,423	9%
香港	419	5%	795	7%	599	5%	557	5%	587	5%	607	4%
タイ	440	5%	495	4%	575	5%	674	6%	556	5%	813	5%
フランス	277	3%	417	4%	551	5%	380	3%	301	3%	329	2%
ドイツ	176	2%	288	3%	281	2%	360	3%	271	2%	303	2%
米国	130	2%	246	2%	252	2%	325	3%	335	3%	352	2%

出所) General Statistical Office, *Statistical Yearbook*, Hanoi: Statistical Publishing House各年版

の影響により、1996年から1999年までほぼ横這いの状態が続いている。

表1、表2は、相手国別の貿易構造を示したものである。輸出の地域別構成を見ると、アジアのシェアは、アジア通貨危機のあった1997年以降低下し、かわって西ヨーロッパ、オセアニアなどのシェアが拡大するなど、多様化の傾向が観察される。また、アジア域内でも、1990年代後半には、主要な輸出先が大きく入れ替わっている。1995年時点では、輸出先の第1位は日本、第2位がシンガポール、そして韓国や台湾といった東アジア諸国が続いていた。2000年になると、第1位は引き続き日本が占めているが、第2位は中国、第3位はオーストラリア、第4位はシンガポール、第5位は米国と、アジアNIESにかわって、中国、オーストラリア、米国のシェアが上昇している。

輸入を見ると、1990年代後半を通じて、地域別構成に大きな変化はない。アジアのシェアは、1995年時点で77%と高く、1990年代後半を通してほぼ横這いで推移したあと、2000年に上昇しており、アジアに依存した輸入構造となっている。国別で見ると、1995年から2000年までを通じて、第1位がシンガポール、第2位から第4位は日本、韓国、台湾が占めている。特筆されるのは、輸入相手国としての中国の急速な浮上で、1999年から2000年にかけて中国からの輸入額は2倍以上に増加し、2000年には第5位となっている。

このように、1990年代後半に、ヴェトナムの輸出先はアジア中心から多様化の傾向が鮮明になったのに対し、輸入については引き続き東アジア諸国に依存していることがわかる。また、貿易相手国としての中国の重要性が急速に高まっている。

次に、貿易の産業別構成をみていこう(表3、表4)。輸出については、一次産品のシェアが大きいのが、製造業のシェアも上昇しつつあること、一次産品・製造業製品ともに多様化の傾向が指摘される。農林水産物は、1995年時点で46%を占めていたが、1990年代後半を通じて低下傾向にある。また、従来は米が最重要品目であったが、近年では海産物、コーヒー、ゴムなどの輸出も増加しており、農林水産物の輸出品目は多様化傾向にある。農林水産物にかわって輸出に占めるシェアを伸ばしたのは、重工業・鉱業製品、軽工業製品である。重工業・鉱業製品では、原油が最大の品目で1999年の輸出額の18%を占めており、続いて電子製品・コンピューターおよび部品が5%を占めている。軽工業製品では、衣類が1999年で15%、靴が12%などとなっている<sup>2</sup>。

表3 ヴィエトナムの輸出の産業別構成

単位：百万米ドル

	1995		1996		1997		1998		1999		2000	
重工業・鉱業	1,378	25%	2,085	29%	2,574	28%	2,609	28%	3,576	31%	5,100	36%
軽工業・手工芸	1,550	28%	2,101	29%	3,372	37%	3,428	37%	4,190	36%	4,900	34%
農業	1,746	32%	2,160	30%	2,231	24%	2,274	24%	803	24%	833	20%
林業	154	3%	212	3%	225	2%	191	2%				
水産業	621	11%	697	10%	782	9%	858	9%	971	8%	1,475	10%
その他	0	0%	2	0%								
合計	5,449	100%	7,256	100%	9,185	100%	9,360	100%	11,540	100%	14,308	100%

出所) General Statistical Office, *Statistical Yearbook*, Hanoi: Statistical Publishing House各年版

表4 ヴィエトナムの輸入の産業別構成

単位：百万米ドル

	1995		1996		1997		1998		1999		2000	
生産手段	6,918	85%	9,760	88%	10,421	90%	10,524	92%	10,873	94%	14,400	95%
機械・機器・部品	2,097	26%	3,075	28%	3,512	30%	3,513	31%	3,488	30%	4,700	31%
燃料・原材料	4,821	59%	6,685	60%	6,910	60%	7,011	61%	7,386	64%	9,700	64%
消費財	1,238	15%	1,384	12%	1,171	10%	976	8%	749	6%	800	5%
食品	289	4%	320	3%	251	2%	277	2%				
医薬品	69	1%	217	2%	358	3%	325	3%				
その他	879	11%	847	8%	563	5%	373	3%				
合計	8,155	100%	11,144	100%	11,592	100%	11,500	100%	11,622	100%	15,200	100%

注) 1999年以降については、消費財の内訳は記載されていない。

出所) General Statistical Office, *Statistical Yearbook*, Hanoi: Statistical Publishing House各年版

輸入を見ると、工業生産に必要な燃料や原材料が大半を占めている。石油製品が最大の輸入品目であるが、鉄鋼、肥料、縫製加工のための繊維といった原材料・中間財の輸入も多い。また、近年では、機械、部品の輸入も拡大している。工業生産に必要な原材料や中間財、機械の輸入の急速な増加は、1990年代後半に推進された工業化・近代化、さらに輸出における製造業のシェアの上昇に伴うものである。

対外貿易がヴィエトナム経済に対して果たす役割が拡大する一方で、ヴィエトナムの貿易体制は国際的水準から見ると「きわめて制限的」なものにとどまっている<sup>3</sup>。1980年代以降、計画経済体制下で採択されていた対外貿易へのさまざまな障壁が徐々に削減されてきたが、1990年代後半に入ると、工業化・近代化を目標とした輸入代替工業化戦略の下、輸入禁止措置や数量制限、税関追徴金など、特定産業を保護するための措置が強化された。また、関税をみても、平均税率をとれば発展途上国としてさして高い水準ではないが、ヴィエトナムで生産されていない品目の多くが税率0%となっている一方で、国内の生産者を保護育成するための政策が採択されている自動車、家電製品、セメントといった業種では、きわめて高い関

税率が設定されている<sup>4</sup>。さらに、国際収支や国内の需給バランスの変化に応じて、非関税・関税障壁の水準や対象品目が頻繁に変更されてきており、透明度が低く長期的な見通しが持ちにくい政策環境となっている。

## 2. 外国直接投資

ベトナムにおける直接投資は、1990年代の投資ブームを経て、1990年代後半のアジア経済危機以降大幅に落ち込み、さらに2000年前後からは緩やかな回復過程にある。多くの問題を抱えつつも、工業化、輸出振興、技術移転などベトナム経済のさまざまな側面において直接投資の役割は揺るぎないものとなってきている。

表5は、1995年から2000年までのベトナムにおける外国直接投資の受入状況を示している。認可額で見ると、1996年にピークを記録した後、1997年以降、急激な落ち込みを記録している。しかしながら、実施額に着目すれば、1990年代半ばにおいても、それほど急激な拡大は認められない。このことから、1990年代半ばの投資ブームは、認可額の拡大のみで実態を伴わないものであったことがわかる。実際、1988年から2000年までの総投資額445億米ドルのうち、撤退済み案件の資本金額は約17%の80億米ドルにのぼり、実施済み案件の資本金額は45%の200億米ドルにとどまっている。ただし、2000年には認可件数・金額ともに緩やかな回復に転じており、2001年も2000年の実績を上回った<sup>5</sup>。

表6は、直接投資の投資国別構成を示したものである。1988年から2000年まで

表5 ベトナムにおける直接投資の概況

単位：百万米ドル

	1988 - 95	1996	1997	1998	1999	2000	1988 - 2000
認可額							
新規投資 a	17,826	8,640	4,649	3,897	1,568	1,973	38,553
増資 b	2,132	788	1,173	884	628	426	6,031
総投資額 c = a + b	19,958	9,428	5,822	4,781	2,196	2,399	44,584
撤退 d	1,548	1,141	544	2,428	624	1,666	7,951
終了 e	99	146	24	19	1	2	292
実効資本額 f = c - d - e							36,342
実施額 g	7,153	2,923	3,137	2,364	2,179	2,228	19,984
外国資本	6,086	2,518	2,822	2,214	1,971	2,043	17,654
ベトナム資本	1,067	405	315	150	208	185	2,330

出所) 計画投資省資料に基づき、著者作成。

表6 ヴィエトナムにおける直接投資(認可件数・登録資本金額)単位(金額):百万米ドル

	1988 - 1995		1996		1997		1998		1999		2000		1988 - 2000	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	1,040	11,531	236	6,795	255	2,914	188	1,563	219	832	283	1,046	2,221	24,681
東アジア	775	8,514	170	3,471	186	1,858	137	660	179	481	247	489	1,694	15,474
東南アジア	261	3,007	65	3,319	67	994	49	902	38	335	35	50	515	8,607
その他アジア	4	10	1	5	2	62	2	1	2	16	1	507	12	601
西 欧	174	2,773	38	421	44	930	35	644	36	367	33	666	360	5,802
ロシア・東欧	54	189	9	21	1	1	6	1,323	5	23	6	59	81	1,615
北 米	69	914	15	99	13	251	22	125	22	137	16	34	157	1,560
中南米	0	0	0	0	1	9	0	0	1	3	0	0	2	12
オセアニア	64	1,035	8	71	5	7	10	16	13	23	7	60	107	1,211
その他	35	1,051	19	1,090	21	352	14	226	15	185	24	139	128	3,043
合 計	1,540	18,751	325	8,497	340	4,463	275	3,897	312	1,568	371	2,012	3,163	39,189

## (2) 主要投資国

	1988 - 1995		1996		1997		1998		1999		2000		1988 - 2000	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
シンガポール	118	1,561	32	2,764	34	523	36	867	18	152	14	19	252	5,885
台 湾	238	3,137	48	783	68	251	72	246	93	172	147	292	666	4,882
香 港	232	2,022	13	1,258	17	247	25	207	17	42	14	22	318	3,799
日 本	123	1,809	54	591	59	637	19	179	14	62	26	81	295	3,359
韓 国	146	1,492	46	826	31	699	13	13	31	176	43	75	310	3,283
フランス	83	883	15	102	21	726	16	27	13	303	9	39	157	2,081
英 国	21	519	1	6	5	45	6	592	4	19	7	594	44	1,774
ロシア	53	186	3	5			4	1,307	2	21	4	58	66	1,577
英領バージン諸島	29	745	13	383	13	181	10	43	11	27	19	108	95	1,488
米 国	50	756	12	93	12	246	16	92	17	119	12	30	119	1,337
オーストラリア	63	1,030	5	48	5	7	8	12	12	21	6	57	99	1,174
マレーシア	49	686	7	89	12	170	5	15	7	162	12	10	92	1,132
タ イ	76	507	18	255	15	277	6	13	10	21	9	21	134	1,093

出所) General Statistical Office, *Statistical Yearbook*, Hanoi: Statistical Publishing House各年版

の累計で見ると、件数が最も多いのは台湾、続いて日本、韓国、シンガポールとなっている。金額では、第1位がシンガポール、続いて台湾、日本、韓国の順となっており、アジアNIESの投資がきわめて多いことが特徴的である。シンガポール



の直接投資は、大規模なインフラ建設、不動産開発を始めとするサービス業の大型案件が多い。これに対し、台湾の投資は、衣類、繊維、履物といった労働集約的製造業の輸出加工型投資が大半を占める。日本の投資は、労働集約的部門から資本集約的部門までさまざまな産業に及ぶが、製造業投資が多いことで知られる。

1997年以降は、認可件数・金額が急激な落ち込みを見せる一方で、投資国にも一部入れ替わりが生じている。アジアでは、シンガポール、香港、日本などの投資が大きく落ち込んでいるのに対し、台湾の投資は特に件数ベースで堅調に推移している。投資額に注目すると、英国、フランスなどの大型案件が目立ち、ヨーロッパが相対的にシェアを伸ばしている。

また、アジア通貨危機とほぼ前後してヴィエトナムにおける直接投資には構造的な変化が生じた。1990年代前半から半ばにかけての認可額の拡大は、ヴィエトナム経済の急速な成長への期待、政府による産業保護政策によって誘致された内需向け大型製造業投資や建設・不動産案件の増加によるものであった。しかしながら、アジア通貨危機後のヴィエトナム経済の停滞、政策の頻繁な変更、政策実施の不徹底といった問題が露呈したことに加え、ヴィエトナムのAFTAへの参加やWTO加盟申請によって保護政策維持の見通しが不透明となったため、ヴィエトナムに内需向け投資、大型不動産投資を行う意義は薄れた。

その一方で、近隣ASEAN諸国が政治的・経済的混乱から脱しきれていない状況の下、安定度の高いヴィエトナムを投資先として再評価する動きもある。アジア通貨危機以降目立つのは、第一に、豊富な天然資源を活かした資源開発型投資である。2000年に認可されたナム・コン・ソン海盆天然ガス開発プロジェクト、さらにナム・コン・ソンの天然ガスを利用する計画で、2001年に認可を受けた複数の火力発電所建設プロジェクトなどがこれに該当する。第二に、比較的低賃金の労働力を活かし、原材料・部品を輸入、ヴィエトナムで加工・組立後、輸出する製造業の輸出加工型投資である。このタイプの投資は、1990年代前半から台湾系企業などが投資を活発に行ってきた衣類、履物などのほか、近年では日系企業の間でも機械産業を中心にさまざまな業種でみられる。

アジア通貨危機以降、新規投資には顕著な変化が現れたが、1990年代半ばに急激に拡大した内需向け投資の多くは、深刻な問題を抱えている。工業化政策の一環として強化された保護措置を頼って進出してきた外資系企業の競争力は、地域的水準から見ると概して低く、保護が大幅に削減されれば困難な状況に置かれるとみら

れる企業も少なくない。

以上のように、1990年代を通じ、ヴィエトナムの対外経済関係は急速に拡大したが、その内容は自国製品の海外市場への輸出、海外からの原材料や中間財の輸入、海外からの資本の導入にとどまっている。貿易政策、直接投資政策、産業政策が複雑に絡み合った工業化政策は継続されており、自国市場の自由化、競争を通じた経済の効率化には結びついていない。このような状況に対し、ヴィエトナムが関与する経済関係強化の枠組みは、どのような変化を迫っていくのであろうか。次節で詳細に見ていくこととしよう。

## 第2節 地域・国際経済統合の進展

1990年代を通じて、ヴィエトナムは国際社会への復帰、二国間・多国間の経済協力・統合の枠組みへの参加を目指し、ASEANやAPECへの加盟を実現させてきた。しかし、1990年代までの経済関係強化の枠組みへの関与は、形式的な参加にとどまっており、それによってヴィエトナムが貿易自由化の実施を義務として迫られることはなかった。しかしながら、21世紀に入ると、ヴィエトナムの対外経済関係強化への取り組みは、自由化義務の履行、すなわち実践を伴う新たな段階へと移行していく。2006年にはAFTAの関税引き下げ期限が到来するうえ、2001年12月に発効となった米越通商協定や現在加盟準備が進展中であるWTOは、自由化義務の履行における拘束性が高く、発効・加盟が実現した時点で、ヴィエトナムは自由化義務の確実な履行を対外的にコミットすることになるからである。

本節では、ヴィエトナムが関与する枠組みとして、ASEAN、米越通商協定、さらに加盟準備が進展しつつあるWTOを取り上げ、各枠組みの特徴、現段階までのヴィエトナムの取り組み、今後のスケジュール、予想される影響などをまとめていく<sup>6</sup>。

### 1. ASEAN

ヴィエトナムは、1995年のASEANへの加盟に伴い、ASEANが推進している

さまざまな経済協力スキームへ参加することとなった。具体的には、ASEAN自由貿易地域（AFTA）、ASEAN産業協力（AICO）、ASEAN投資地域（AIA）などが含まれる。ただし、AIAについては、1998年に枠組み協定が採択されたものの、その内容は未だ具体性に乏しいため、ここではAFTA及びAICOを中心に議論を進める。

#### （１）ASEAN自由貿易地域（AFTA）

ASEAN諸国は、共通実効特惠関税（CEPT）スキームに基づき、全ての工業製品と農産物に対する域内関税を段階的に引き下げることによって、自由貿易地域AFTAの形成を目指している。AFTAは1992年に当時の加盟国6カ国（シンガポール、ブルネイ、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、以下ASEAN-6）の間で合意され、ヴィエトナムは1995年、ラオスとミャンマーは1997年、カンボジアは1999年のASEANへの加盟に伴い、新規加盟国として新たにAFTAに参加することとなった。

CEPTスキームの下では、新規加盟4カ国の関税引き下げスケジュールは、加盟時期や発展段階の違いを配慮し、ASEAN-6よりも遅く設定されている。ヴィエトナムは、1995年のASEAN加盟時に、1996年以降段階的に関税引き下げを実施し、2006年までに0～5%に引き下げることが定められた。また、CEPTスキームに含める準備ができていない品目を一時的に除外するために設けられている一時的除外リスト（Temporary Exclusion List：TEL）に含まれる品目については、1999年1月1日から2003年1月1日までの間に段階的に適用品目リスト（Inclusion List：IL）に移行させることとなっている。未加工農産物が含まれるセンシティブ・リスト（Sensitive List：SL）は、2004年1月1日から2006年1月1日までの間にILへの移行を開始し、2013年までに移行を完了することとなっている。一般的除外品目（General Exclusion List：GEL）には、国家の安全保障、公共道徳、人間・動植物の生命や健康、芸術・歴史・考古学的価値といった観点から貿易自由化に適さない品目（GATT20条に該当する品目に相当）が含まれ、AFTAの貿易自由化プログラムの対象外となる。

また、AFTAは非関税障壁の撤廃も定めている。数量制限については当該品目がAFTAの関税上の譲許の対象となった時点<sup>7</sup>で、それ以外の非関税障壁については当該品目がAFTAの関税上の譲許の対象となってから5年以内に、それぞれ撤廃することとなっている。しかし、実施に向けた詳細なスケジュールの設定や進捗

表7 ヴィエトナムのCEPTプログラム

単位：品目数

適用品目	1996		1997		1998		1999		2000		2001	
	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合	品目数	割合
適用品目	857	39%	1497	53%	1718	57%	1718	57%	3573	74%	4233	81%
一時的除外品目	1189	54%	1143	41%	1141	38%	1153	38%	1007	21%	757	14%
一般的除外品目	146	7%	146	5%	131	4%	127	4%	196	4%	196	4%
センシティブ品目	26	1%	26	1%	23	1%	17	1%	48	1%	51	1%
合計	2218	100%	2812	100%	3013	100%	3015	100%	4824	100%	5237	100%

出所) 1996年: ASEAN Secretariat, *AFTA Reader IV*, Jakarta: ASEAN Secretariat, 1996.

1997年: Tongzon, Jose L., *Vietnam's Integration with ASEAN: Obligations and Challenges*, A report prepared for the Government of Vietnam, UNDP, Hanoi, April 1997.

1998年: ASEAN Secretariat, *AFTA Reader V*, Jakarta: ASEAN Secretariat, 1998.

1999年: ASEAN事務局ウェブサイト (<http://www.aseansec.org/asc/r9899/table1.htm>)

2000年: Centre for International Economics, *Economic Benefits of An AFTA-CER Free Trade Area*, Canberra & Sydney, June 2000.

2001年: ASEAN事務局ウェブサイト (<http://www.aseansec.org/economic/afta/tab3-14.htm>)

状況のレビューは行われておらず、具体性を欠く取り決め内容となっている。

ASEAN加盟各国は、毎年CEPTの実施に向けた関税率表をASEAN事務局に提出することになっており、これには品目ごとにIL、TELなどの区別、MFN関税率、関税引き下げ期限までの各年のCEPT関税率が示されている。近年のヴィエトナムのCEPT関税率表に基づきヴィエトナムのAFTAへの対応を整理すると、以下の点が観察される(表7)

- 全品目に占めるILの割合は、1996年には39%にすぎなかったが、2001年には86%へと着実に増加している。
- しかしながら、植物油、化学製品、肥料、ガラス、鉄鋼など、国営企業(外資との合弁も含む)が主導的役割を果たしてきた産業の多くは未だにTELに含まれている。これらの品目については、ヴィエトナム政府が2006年に向けて関税を段階的に5%まで引き下げるスケジュールが記載されている。
- ヴィエトナムのGELには、石油製品、テレビ、ラジオ、乗用車、バイクなど、本来のGELの趣旨に反する品目が多数含まれている。GELに含まれる品目数は、1996年以降ほとんど変化がなく、これらについては2006年に向けた関税引き下げスケジュールは一切記されていない。

すなわち、2001年の時点では、ほとんどの保護対象品目は適用外のリストに入ったままとなっている。2006年に向けてヴィエトナム政府がどのような対応を取

っていくかは現時点で断言できないが、近年のTELやGELの内容を踏まえれば、保護業種については可能な限り自由化の先送りを試みることが考えられる。では、ベトナムにとって自由化の実施が困難な状況が生じた場合、AFTAの制度下でベトナムはどこまで実質的な保護を継続しうるのだろうか。以下の点が焦点となろう。

第一に、非関税措置の問題がある。前節で言及したように、ベトナムでは関税以上に非関税措置が貿易障壁として重要な役割を果たしている。AFTAは非関税障壁の撤廃も定めているものの、撤廃に向けた進捗状況のレビューなどは行われておらず、実際に撤廃されたかどうかの確認をどのように行うかも明確になっていない。このため、2006年までに関税が引き下げられたとしても、非関税障壁による実質的な保護が継続する可能性がある。

第二に、GELの扱いが挙げられる。ベトナムのGELは、2001年に至っても、GELに含めるための要件を満たしていない品目を数多く残している。いずれも関税・非関税措置により手厚い保護を受けている品目であり、仮にこれらが引き続きGELに残り、CEPTの対象から除外されるとすれば、ベトナムの貿易自由化の実効性を大きく損なう結果となりかねない。GELの曖昧な運用については、未だASEANにおいて議論の対象とはなっておらず、今後の展開が注目される。

さらに、より根本的には、ASEANが、新規加盟国に対し、どの程度厳密なAFTA計画の実施を求めていくか、という問題がある。この点に関しては、従来、緩やかな政策協調をベースに運営されてきたASEANにおいても、2000年のマレーシアによる自動車関連製品の自由化期限延期申請に際して補償調整措置の導入が図られるなど、貿易自由化の取り組みの制度化に向けた動きが出てきていることが注目される<sup>8</sup>。実際、ASEAN - 6については、2003年に向けた関税引き下げは、一部の例外を除き、ほぼ順調に進展しつつある。しかし、その一方で、ASEAN - 6と新規加盟国間の経済格差がASEANの結束力を弱めるのではないかと、という懸念が加盟国間で共有され、ASEAN - 6の間では、新規加盟国に対する経済協力の機運が高まりつつある<sup>9</sup>。このことから、ASEANの分断を避けるためにも、新規加盟国に対しては比較的柔軟な対応が取られる可能性があると思えることもできよう<sup>10</sup>。

いずれにしても、貿易自由化の枠組みとしてAFTAは比較的柔軟性が高いだけに、AFTAがベトナムに対しどの程度自由化を迫る圧力になりうるかについ

ては今後の展開を注視していく必要がある。

## (2) ASEAN産業協力(AICO)

AICOは、ASEAN域内の企業による域内生産分業を可能にすることを目的としたスキームである。規模の利益の実現や調達コストの削減を通してASEANで事業を行う企業の国際競争力を高めること、域内への直接投資の促進などを目指し、1996年合意された。具体的には、ASEAN域内の複数の国に存在する企業が、原材料や中間財、完成品などを相互に補完するアレンジメントを作成し、関連する各国の政府に申請、認可を受けることにより、スキームに含まれる品目を輸入する際に、0～5%の特恵関税率の適用を受けることが可能となる。AICOを活用できる企業およびスキームにはいくつかの条件<sup>11</sup>があるうえ、AICOの恩恵を供与するかどうかの最終的な決定権は各国政府に委ねられているという点において、関税率が引き下げられた時点で誰もが活用できるAFTAとは異なるが、実質的にはAFTA計画の前倒しとして捉えられることが多い。ASEAN-6では既に多くのAICO案件が認可を受けている<sup>12</sup>が、ASEAN-6ではAFTAの関税引き下げ期限が2003年に迫っていることもありAICOへの取り組みは一段落しつつある。

代わって近年関心を集めているのが、AFTAの関税引き下げ期限がASEAN-6よりも遅く設定されているヴェトナムを含めたAICOスキームの可能性である。2001年7月、筆者がヴェトナム工業省で行ったヒアリングによれば、家電、自動車、バイク、ガラスといった多くの産業でAICOに対する関心は高く、多くの外資系企業が申請を行っているとのことであった。これらの企業にとっては、AICOの認可を受けることができれば、域内他国からの部品や原材料の輸入関税を減免され、コスト削減が可能になる。また、家電やバイクのようにヴェトナム政府が国産化を推進している産業においては、ヴェトナム製よりも概して高品質かつ低価格な部品を域内他国から調達でき、域内調達分を国産化率に算入することも可能になる、という大きなメリットがある。

2000年10月には、ソニーがヴェトナム政府から初のAICO認可を受け、ヴェトナムとシンガポールの間でテレビ部品を相互補完するスキームの運用を開始した。しかしながら、その後、多くの案件が申請されているにもかかわらず、認可案件は出ていない。その理由としては、企業側、政府側の両方の要因が挙げられる。

まず、申請する企業側からみると、ヴェトナムで集中生産し他ASEAN諸国に供給することでメリットを享受できるような品目がないという問題がある。

AICOアレンジメントは、ASEAN域内の複数の企業の間での相互補完的なものでなければならず、認可を与える国から見た輸出入額がバランスすることがしばしば条件となる。しかし、多くの外資系企業にとって、域内他国の拠点と比べたヴェトナム拠点のコスト競争力や技術水準は未だ低く、ヴェトナムから輸出しうる品目がない、とする企業も多い。

ヴェトナム政府の立場に注目すれば、AICOにおいてはその恩恵を付与するかどうかの最終的な決定権は当該国の政府に委ねられているため、義務として実施を迫られない以上、可能な限り自由化を延期しようとする姿勢の表れと捉えることもできる。例えば、AICO申請が多数行われているとみられる家電産業では、ヴェトナム政府は、厳しい現地調達率を課すことにより国産化を積極的に推進している。AICO認可を付与すれば、組み立てメーカーは恩恵を受ける一方で、未だ競争力の低いヴェトナム国内の部品メーカーは大きな打撃を受けることが予想される。このような状況の下、いずれAFTAの実施期限の到来によって保護の撤廃が避けられなくなるとしても、それまでは国産化を推進しようとするのは、ヴェトナム政府の立場から考えれば自然な対応ともいえよう。

AICOは本来、域内の分業体制の構築を促進するために考案された仕組みであるが、想定されていたのは相互補完性を前提とする水平分業であった。しかしながら、ASEAN - 6 とヴェトナムのように経済格差が大きい場合、垂直分業は成立しても、相互補完性の条件を満たすような水平分業のアレンジメントは成立しえない。ヴェトナムのAICOへの対応は、ヴェトナムがAFTAに参加した際に直面すると予想される困難を示唆している。

## 2. 米越通商協定

ASEANと並んで近年注目を集めているのが、2000年7月に調印された米国との通商協定である。米越通商協定は、1995年のヴェトナムと米国の国交正常化以来の懸案事項であったが、締結までには長い時間を要した。調印後も、米国議会での批准には長い時間を要し2001年10月に漸く実現、同年11月、ヴェトナムの国会で承認され、同年12月に正式な発効を迎えることとなった。

米越通商協定は、米国がヴェトナムからの輸入に対し最恵国待遇(MFN)を認める見返りとして、ヴェトナムが米国に対し市場開放を約束する内容となっている。ヴェトナムが協定で米国に約束した市場開放措置の内容は、表8にまと

表8 米越通商協定に伴うヴェトナムの主な約束事項

項 目	主 な 内 容
商品貿易	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最恵国待遇（MFN）の供与</li> <li>・内国民待遇（National Treatment）の供与</li> <li>・輸出入権限の付与（ヴェトナム企業に対しては協定発効後直ちに、米国人・企業およびその投資企業については発効後3～7年以内に。但し、一部例外品目あり。）</li> <li>・全ての輸出入制限措置の撤廃（品目により発効後10年以内の移行期間。）</li> <li>・米国製品に対する関税引き下げ（約250品目、うち約80%は農産物。3年間以内に実施。）</li> <li>・税関、技術水準、衛生・植物検疫措置などについてWTOルールを遵守</li> <li>・国営企業による輸出入事業はWTOルールを遵守</li> </ul>
知的所有権	WTOのTRIPS規定を遵守（特許権、商標については12ヶ月以内、著作権、貿易機密保持については18ヶ月以内）
サービス貿易	GATSルールの遵守
法律サービス	100%米国資本を許可（支店を含む）
会計，建築，エンジニアリング，コンピューター関連	100%米国資本を許可。当初2年間は外資系企業向けサービス提供のみ、以後制限なし。
広告，市場調査	合弁企業を許可。但し米国の出資比率は49%を上限とする。出資比率の上限を5年後に51%、7年後に上限を撤廃。
経営コンサルティング	合弁企業を許可（米国出資比率の制限なし）、5年以内に100%出資企業を許可。
通 信	付加価値通信：2年後に合弁企業を許可（インターネットサービスは3年後）。米国出資比率は50%を上限とする。 基礎通信（携帯電話、衛星電話を含む）：4年後に合弁企業を許可、米国出資比率の上限は49%。
ボイス・テレフォン・サービス	6年後に合弁企業を許可。米国出資比率の上限は49%。
オーディオ・ビジュアル	合弁企業を許可。米国出資比率の上限は49%とし、5年後に51%に引き上げ。
建 設	100%米国資本を許可。当初3年間は外資系企業向けサービスのみ、以後制限なし。
流 通	卸売：3年後に合弁企業を許可、米国出資比率の上限49%。6年後に、合弁企業の場合の米国出資比率の上限撤廃。但し、一部のセンシティブな品目については、より長期の移行期間を設ける。
教 育	合弁企業を許可、米国出資比率の上限無し。7年以内に、100%米国資本を許可。
金融サービス	<p>保険：非強制保険部門（生命保険など）では、3年後に、合弁企業、米国出資比率の上限50%で許可。5年後に100%米国資本を許可。強制保険部門（自動車、建設関係など）では、3年後に合弁企業（米国出資比率の上限無し）、6年後に100%米国企業を許可。</p> <p>銀行：ノンバンクおよびリース企業については、合弁企業（米国出資比率の上限なし）を許可、3年後に100%出資企業を許可。銀行については、米国銀行の支店設立、合弁企業（米国出資比率30%～49%）を許可。9年後、100%子会社設立を許可。</p>
健康・関連サービス	100%米国資本を許可。
観光・旅行サービス	<p>ホテル・レストラン：100%出資子会社を許可。</p> <p>旅行会社・ツアーオペレーター：合弁企業を許可（49%上限）3年後51%に引き上げ。5年間で出資比率上限を撤廃。</p>
投 資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国の投資に対し、MFN、内国民待遇、透明性の確保、接收からの保護を保証。</li> <li>・投資案件の審査：セクターにより、2年、6年、或は99年以内に撤廃。</li> <li>・利益の本国送金：ヴェトナムドンからハードカレンシーへの交換を許可。</li> <li>・合弁企業における米国企業の出資比率は最低30%とされているが、この制限を撤廃。</li> <li>・合弁企業の経営陣を国籍に関わらず選出する権利を3年以内に供与。</li> <li>・TRIMS：WTOルールに違反する全てのTRIMSを5年以内に撤廃。</li> </ul>
ビジネスの円滑化	米国人によるビジネスを円滑化
透明性の確保	全ての法律、規制、その他行政手続きについては、事前に通知し、出版すること等。

出所）協定原文を含むUS-Vietnam Trade Council資料に基づき著者作成。



められている。従来の通商協定のように商品貿易のみを対象とするのではなく、サービス、投資、知的所有権といった広範な項目を含む包括的な内容となっている。一定の移行期間を設けつつも、非関税措置の撤廃、輸出入権限の自由化、金融や通信など広範囲にわたるサービス部門の開放を約束しており、対外開放に向けた前進といえよう。また、知的所有権や、貿易関連投資措置、税関、衛生・植物検疫基準などにおいても一定期間のうちにWTOルールを遵守することが盛り込まれており、WTO加盟に向けた画期的なステップともなっている。

ただし、この協定もベトナム経済の米国に対する即時かつ全面的な開放を意味するわけではなく、自国産業を保護するための措置も認められる。まず、センシティブな部門については、例外扱いあるいは比較的長期の移行期間を設けている。また、商品貿易についてはいわゆるセーフガード条項が設けられており、国内産業に脅威を与えるような輸入の急速な増加が生じた場合は、輸入制限措置を発動することが認められている。

米越通商協定の発効がベトナム経済に与える影響としては、メリットとデメリットの両方が指摘できる。最大のメリットは、米国向け輸出の拡大である。従来、ベトナムの米国向け輸出には品目により40~50%という高水準の関税が課されていたため、1990年代から2000年にかけて米国市場への依存度を高めた近隣ASEAN諸国とは対照的に、2000年におけるベトナムの輸出総額における対米輸出のシェアはわずか5%にとどまっていた<sup>13</sup>。協定の発効により米国の関税が大幅に引き下げられ、従来、欧州や日本を中心に輸出されていた繊維製品、衣類、履き物、海産物などの対米輸出が増加することが予想される。また、外資系企業の中には機械部品などの対米輸出拠点として位置付けることを念頭に置いてベトナムに進出したものもみられ、輸出促進効果はさまざまな産業に波及するであろう。

しかしながら、繊維製品については協定発効後米国がクォータを取り決めるため輸出には上限が設けられること、類似した輸出構造を持つ多くの発展途上国、とりわけ2001年12月にWTOに加盟した中国との競争の激化が予想されること、ベトナム企業は米国市場の要求する品質水準や商慣行に不慣れであること、2001年に入ってから米国経済の停滞などを踏まえると、対米輸出の拡大は必ずしも容易ではないとする見方もある。

直接投資の拡大も期待される効果の一つである。サービス分野を中心とした市場

開放措置による米国企業のヴェトナム市場への参入が期待されるほか、米国以外の企業にとっても対米輸出拠点としての投資のメリットが増すことになる。ただし、市場開放については、多くのセクターで移行期間が設けられているため、中長期的な効果として現れるだろう。

マイナスの側面としては、対外開放による国内産業への打撃が挙げられる。中でも、まだヴェトナム企業の競争力が十分でないサービス分野への外資系企業の参入、農産物を中心とした関税引き下げによる米国からの輸入の拡大、輸入数量制限やローカルコンテンツ規制を含む貿易関連投資措置の撤廃などが国内産業に及ぼす影響が懸念される。しかし、特にセンシティブな産業は比較的長い移行期間を設けるなど例外的な扱いになっていることなどから、協定の発効によってただちに影響が現れることは考えにくく、中長期的にヴェトナム経済に対し構造的な変化を迫る圧力となっていくものと考えられる。

むしろ、米越通商協定は実施に際してAFTAのような柔軟性を認めないため、中長期的ではあっても、後戻りのできない対外開放へのコミットメントである点が特筆されよう。

### 3. 世界貿易機関（WTO）への加盟

米越通商協定の締結、発効を実現したヴェトナムの対外経済関係上の次なる目標はWTOへの加盟である。WTOは、国際貿易に関するルールを設定し施行すること、貿易自由化の交渉と自由化プロセスの監視を行うこと、貿易関連の紛争を解決することなどを目的とし、前身であるGATTから大幅に機能を強化されて1995年に発足した。既に140以上の国・地域が加盟し、30以上の国・地域が加盟申請を行っている。

ヴェトナムは、1994年6月にGATTのオブザーバーの地位を獲得し、1995年1月、正式にWTOの加盟申請を行った。1996年9月には、ヴェトナムの外国貿易制度に関する覚え書き（Memorandum）がWTO事務局に提出され、これに対して加盟国から1,300以上に上る質問が寄せられた。1998年以降、作業部会によるレビュー・セッションが数回開催され、ヴェトナムの貿易政策の内容と問題点の明確化に向けた取り組みが行われてきた。2001年以降、加盟に向けたプロセスは、二国間および多国間での市場アクセス交渉という新たな段階に移ってきている。2001年に批准された米越通商協定に続き、ヴェトナムは日本やヨーロッパ

各国と類似の通商協定を交渉する予定であり、これらがWTO加盟に向けたステップとなることが予想される。

ヴェトナムのWTO加盟交渉における最大の課題は、途上国としての特別扱いをどこまで認められるかという点であるが、1995年以降、WTOへの新規加盟国に課される加盟条件は大変厳しいものとなっている。例えば、貿易関連投資措置（TRIM）貿易関連知的所有権（TRIPS）輸入ライセンス制などに関してWTO協定で定められている移行期間についても、最近の加盟事例ではWTO協定で規定された期間よりも短く設定されるケースが目立つ<sup>14</sup>。また、WTO協定に記されていない国営企業の民営化や経済改革の促進といった項目においても条件が付されるケースが多い。

厳しい自由化条件を課されることが確実であるにもかかわらず、ヴェトナムがWTOへの加盟を目指すのは、以下のようなメリットが想定されるからである。第一に、WTOの規定する自由貿易の原則と国際法規を遵守する義務を確認することで、対内的にも対外的にも経済改革を進め市場経済への移行を推進する姿勢を明確化することができる。このことは、ヴェトナム経済の透明性と効率性、さらには経済に対する信頼度や国際的認知度を高めることとなり、外国投資拡大の効果にもつながる。

第二は、貿易関係の多角化である。WTOへ加盟することにより、ヴェトナムは140以上にのぼるWTOの加盟国・地域において最恵国待遇及び内国民待遇を受けることが可能になる。従来ヴェトナムは、各貿易相手国との個別交渉により市場アクセスを確保してきたため、貿易関係は日本、東アジア、ASEAN、一部のヨーロッパ諸国に偏っていたが、WTOへの加盟が実現すればより多くの国・地域の市場へのアクセスが容易になる。

第三に、ヴェトナムが早期の加盟を望む具体的な要因として、ヴェトナムが比較的高い競争力を持つとされている繊維製品・衣類を対象とする米国の輸入クォータが2005年に撤廃される予定となっていることが挙げられる。この時点でヴェトナムがWTOの加盟国となっていれば自動的にこの恩恵を受けることができるが、未加盟の場合は米国と別途クォータの交渉が必要となるため、加盟国と比べて不利な状況に置かれることが懸念される。ヴェトナムがしばしばWTO加盟の目標を2005年と表明する理由はここにあるものと考えられる<sup>15</sup>。

これらに加え、2001年12月に中国がWTOに正式に加盟したことは、ヴェトナム

ナムの危機感を一層強める要因となろう。まず、ヴェトナムが輸出競争力を持つとされる衣類、靴・革製品などは、いずれも中国と直接競合する産業であり、中国のWTO加盟によりヴェトナムが輸出市場で劣勢に立たされることが予想される。また、中国のWTO加盟によって直接投資の中国への集中傾向がますます強まり、ヴェトナムへの直接投資の誘致がさらに難しくなる可能性がある。さらには、中国市場へのアクセスも問題となる。中国のWTO加盟により、WTO加盟国は自動的に中国の最恵国待遇を得ることになるが、WTOに未加盟のヴェトナムにとっては、近年重要な輸出先として浮上している中国市場へのアクセスにおいて不利になるのではないかという懸念がある<sup>16</sup>。

ヴェトナム側の危機感が強まる一方で、WTOへの加盟に伴う条件はきわめて厳しいものとなることが予想される上、これらの条件に対し厳密な履行が求められることは確実である。米越通商協定と同様、実現した時点で国際社会からは後戻りできない自由化のコミットメントとして捉えられるだけに、ヴェトナムとしては、その利益と不利益を天秤にかけながら時機を見極め、慎重な対応をとっていくものと考えられる。

### 第3節 「実態としての」国際経済への統合 統合のもう一つの側面

国際経済への統合は、前節で取り上げた制度的枠組みによってのみ進展していくわけではない。ヴェトナムの場合、制度的枠組みの外でも着実に国際経済への統合が進展しつつあり、データの不備などから正確な把握は難しいが、産業によっては、こちらの方が切迫した問題として捉えられているケースも多い。

このような「実態としての」国際経済への統合がみられる産業の典型例として、積極的な育成政策が実施されてきたバイク産業が挙げられる<sup>17</sup>。工業化・近代化政策の下、バイク（完成車・部品）に対しては厳しい輸入制限が行われ、1996年までは国家計画の下での輸入規制、1996年以降はクオータ制度による輸入管理品目に指定された<sup>18</sup>。さらに、1998年からは国産化政策の一環として新車・中古車とも完成車の輸入が禁止された。

しかしながら、1992年にわずか3.6万台であったバイクの輸入は、1995年には

40万台にまで拡大した<sup>19</sup>。この時期の輸入は主にはタイから直接、あるいはラオスとの国境を通して輸入される日系メーカーのタイ製バイクが中心であったが、韓国、インドネシア、マレーシア、カンボジアなどからも大量の完成車・部品が流入していた。

1999年から2000年にかけては、タイやラオスからのバイクの輸入が下降に転じる一方で、急激な流入をはじめたのが中国製のバイクである。バイクの輸入は、1999年の約50万台から2000年には158万台と1年間で3倍以上に増え、2001年に入ってから9月までで155万台とほぼ前年実績を達成している<sup>20</sup>が、その背景にあるのが中国からのバイク輸入の拡大といわれている。中古・新車とも完成車の輸入が禁止されているため、中国製バイクは部品として輸入され、国内のアSEMBル業者によって組み立てられている。

このように、輸入制限措置、国産化政策が実施されているにもかかわらず、従来はタイやラオス、近年では中国から大量のバイクが輸入され、国内のバイクメーカーは激しい競争に晒されてきた。特に、近年洪水のように流入している中国製バイクは、知的所有権の保護や規制実施の不徹底による不公正な競争の蔓延、安全面や環境面といった問題など多くの課題を提起している。現在、ヴェトナムはAFTAへの参加に向け産業競争力の向上を図るべき時期にあるが、政府が十分な管理能力を発揮できない環境下での無秩序かつ急速な国際経済への統合の進展は、部品の現地調達に取り組む外資系メーカーに不公正な競争を強いることにより、国産化政策の根底さえ揺るがしかねない深刻な問題となってきた。

バイク産業ほど顕著ではないにせよ、「実態としての」国際経済への統合は、他の多くの保護対象業種でも看取される。例えば、建設用ガラス生産に携わる国営企業、国営企業と外資系企業の合弁企業を積極的に保護育成するため、ヴェトナムでは建設用ガラスが輸入管理対象品目として指定されている。しかしながら、近年では、中国などからの違法輸入が急増し、ヴェトナム国内で生産を行っているDap Cau社およびVietnam Float Glass社の2社は、厳しい価格競争を強いられてきた。違法輸入の規模を示す正確なデータはないが、1999年の1年間で約2百万平方メートルと推定されており、これはヴェトナム最大の生産規模を誇るVietnam Float Glass社が創業した1999年6月から2000年5月までに国内で販売した数量とほぼ匹敵する数字である<sup>21</sup>。

ヴェトナムで「実態としての」国際化がこれほど顕著にみられる背景には、中

国やラオスと国境を接し国境貿易の取締りが難しいという地理的要因、ベトナム政府の制度実施能力の不備、消費者の嗜好、輸出国側の市場環境やメーカーの戦略などさまざまな要因が挙げられる。これまでの管理・規制の試みは十分な効果を発揮してこなかったが、今後、貿易・経済体制の透明化、国際的競争力のある産業の育成が重要な課題となる中で、抜本的な対処が必要となるだろう。

#### 第4節 国際経済への統合が提起する課題

国際経済への統合が義務を伴う実施段階へ移行していくことは、ベトナム経済に大きな構造変化を迫ることになる。特に、従来、手厚い保護育成政策の対象となってきた業種は、保護の削減によってきわめて大きな影響を受けると考えられ、対応が急務となっている。本節では、保護業種を念頭に置きながら、ベトナムが国際経済への統合に伴ってどのような課題に直面していくのかを考えていく。

##### 1. 曖昧な工業化政策の展望

ベトナムは、工業化・近代化の推進を積極的に推進し、自国の産業基盤を構築することを重要な政策課題の一つとして掲げてきた。多くの保護措置を伴うベトナムの工業化戦略は、国内・外国資本をベトナムが本来比較優位を持たない部門へ向かわせ、生産要素の不適切な配分を招いてきたという批判を浴びてきた。国際経済への統合、とりわけ、ベトナムが比較的早い時期に製造業における保護撤廃を約束しているAFTAの下、このような工業化路線は岐路に立たされることになる。

2001年の党大会で採択された社会経済開発戦略は、農林水産物加工、衣類、革製品のように輸出競争力のある産業の振興の必要性について言及する一方で、選択的に石油、金属、機械、化学、肥料、建設資材といった重工業部門の構築を図る、との目標も固持している。このことに象徴されるように、国際経済への統合という新たな条件の下で、工業化政策の転換をどのように図っていくのか、明確な方針は示されてこなかった。

ただし、ベトナム政府の今後の方針を見極める上で、一つの手がかりとなる

表9 数量制限の撤廃スケジュール及び実施状況（2001年～2003年）

	当初予定	実施状況・予定変更
紙	2001年12月31日	2001年5月1日実施済み
クリンカー	2001年12月31日	2001年5月1日実施済み
建設用ガラス（白色）	2002年12月31日	2001年12月31日実施済み
鉄鋼（一部）	2002年12月31日	2001年12月31日実施済み
植物油	2003年1月1日	2001年12月31日実施済み
酒	予定なし	2001年5月1日実施済み
タイル	2002年12月31日	2001年5月1日実施済み
セメント	2002年12月31日	変更なし
バイク（新車）	予定なし	2002年12月31日
乗用車（10 - 16席）	予定なし	2001年5月1日実施済み
乗用車（9席以下）	予定なし	2002年12月31日

出所) World Bank, *Vietnam Development Report 2002 : Implementing Reforms for Faster Growth and Poverty Reduction*, Hanoi, 2001, p.40.

のは、2001年に、保護業種に対する保護削減の取り組みが一定の進展を見せたことである。2001年4月4日付けで発表された2001年から2005年までの輸出入管理に関する首相決定No 46/2001/QD-TTgによれば、肥料が輸入管理対象から外れたほか、対象品目についても適用期限が記された。また、ほぼ同時にIMFとの合意に達した貧困削減・成長ファシリティ（Poverty Reduction and Growth Facility：PRGF）の下の経済改革プログラムには、セメントなど6品目に対する数量制限を2003年までに撤廃することが盛り込まれた。さらに、このような輸入管理撤廃に向けた動きは、実施においても2001年中にかなりの進展を見せた（表9）。実質的な保護の撤廃については、輸入管理を通じた数量制限のみならず、他の非関税措置や関税の動向も見極める必要があるが、政府が、ヴェトナムの貿易管理の中心的な手段であった輸入管理の撤廃に向けて動き始めたことは、注目に値する。AFTAの関税引き下げ期限が2006年に迫っていることから、保護削減に向けた方針を打ち出し、企業の対応を促す狙いがあるものと見られる。

自由化期限までに残された期間を有効に活用し、集中的に産業育成を図ろうとする動きも見られる。中国からの輸入品が大量に流入し、無秩序かつ不公正な競争が問題となっていたバイク産業であるが、2001年後半には、輸入の管理・規制に本格的に乗り出し、組み立てメーカーに対する新たな投資認可の付与を制限した上で、既存メーカーの国産化率引き上げを積極的に推進すべきとの議論が政府内で活

発化し、実施に向けた動きが始まりつつある。現状、タイなどと比べてベトナムのバイク生産における競争力は未だ低いが、近年では国内市場が急速に拡大しており、部品産業の育成など期待される波及効果が大きいことなどから、AFTAの自由化期限までに集中的に国産バイクを保護育成したいというベトナム政府の意図がうかがえる。

しかし、企業側の対応に注目すると、このように政府が自由化に向けた具体的な方針を打ち出し始めたのが2001年に入ってからということもあり、保護業種の国営企業（外資系企業との合併を含む）においては、具体的対策を策定・実施するに至っていないケースが多くみられる。その一方で、ベトナムの多くの産業では競争力が不十分であるという危機感は共有されており、AFTAによる関税引き下げが国内産業に及ぼす影響を懸念する声が上がりにつつある。国営企業、外資系企業ともに、保護の維持に対する要請が出始めているほか、外資系企業の中ではAFTAが実施されればベトナムにおける製造機能を撤退することを選択肢に入れている企業もある<sup>22</sup>。

漸く自由化に向けた取り組みが動き始めたとはいえ、残された時間は長くない。また、第2節で取り上げたように、2001年に至るまで、AFTAへの対応は目立った進展を見せていない。従って、数量制限撤廃に向けた取り組みに続き、ベトナム政府が他の非関税措置の撤廃や関税引き下げを含む包括的な政策を打ち出し、実施に移せるかどうか、さらに、それに企業がどのように対応していくのか、今後の動きを注視していく必要がある。

## 2. 政策決定・施行能力の弱さ

上記の工業化政策の展望とも関連するが、国際経済への統合が提起する課題として、政府の政策決定能力、施行能力の弱さが挙げられる。

一般的に、経済・貿易の自由化には異なった利害を持つ多くのアクターが関連しており、自由化政策の採択・実施は多くの抵抗に遭遇するのが常である。自由化によって恩恵を受けるのは主に消費者であるが、享受される恩恵については十分認識されていない。一方、自由化によって最も打撃を受けるアクターにとって自由化の不利益は短期的かつ確実なものとして捉えられる上、これらは政策決定に影響を及ぼしうる立場にあることが多い。ベトナムにおいても、自由化により最も影響を受ける保護業種の国営企業は政府と密接な関係にあるため、自由化政策の採択は



容易ではない。

また、ベトナムでは、省庁間の調整の難しさが事態をより複雑にしている。国際経済への統合には、投資政策を担当する計画投資省、全般的な貿易政策、非関税措置を担当する商業省、関税率を決定する財務省、外交政策を担当する外務省といった異なる利害関係を持つ官庁が関わるうえ、セクターによっては工業省、農業農村開発省、建設省なども管轄官庁（line ministries）として貿易管理に携わる。省庁間の調整が政策決定の妨げとなる、政策が頻繁に変更されるなど、長期的な視点に基づいた政策が形成されにくい環境は、ベトナムの国際経済への統合に向けた政策対応において大きな障害となっている。

例えば、前述のバイク産業には、工業省、商業省、計画投資省、交通運輸省、財務省など多くの官庁が、それぞれに異なった立場から携わっているため、国際経済への統合を見据えた一貫的な産業政策、貿易政策の策定は容易ではない。

国際経済への統合にあたっての官庁間の調整を行い、首相を補佐する機関として、1998年、国際経済協力のための国家委員会（National Committee for International Economic Cooperation）が設置された。副首相が委員長を務め、貿易政策に関連する政府機関の職員がメンバーとして参加している。この機関は、国際経済への統合に際して、関連機関の立場の調整を行ったうえで、戦略を策定し、各機関への指示を行う立場にあるが、これらは概して一般的な内容で具体性を欠いており、十分な調整機能を発揮するには至っていない<sup>23</sup>。

さらに、政策実施の問題がある。ベトナムは、ASEANやWTOといった枠組みが加盟国・地域に対し要請する条件として、経済に関わるさまざまな制度を透明化し、国際的基準を遵守することが求められていくが、それには確実な実施が必要となる。しかし、ベトナムでは、未だ法律や制度が未整備である上、既存のルールの適用も徹底されておらず、不透明かつ恣意的に運用されるケースも多い。度重なる外国投資家からの指摘にも関わらず事態が改善を見せないのは、ルールが社会に根付き、関連する多くの経済主体の思考・行動様式が変わるためには一定の時間を要するためと考えられる。短期間での改善は難しいものと考えられるが、制度やルールの徹底は、貿易や投資のさらなる推進のため、あるいは国際経済統合を経済の効率化や発展に結びつける前提としても不可欠の条件である。

## おわりに

本章では、国際・地域経済統合が今後のヴィエトナム経済にとってどのような意味を持つのかを検討してきた。1990年代を通じてヴィエトナムの対外経済関係は急速に発展したが、貿易体制・経済体制は依然として閉鎖的なままとなっている。しかし、ヴィエトナムが関与している二国間・多国間の枠組みにおいて、今後、ヴィエトナムは参加のみならず義務を伴う実行を求められていく。国営企業に対する保護を前提とした従来の工業化・近代化政策から国際的競争力を意識した産業政策への転換をいかに図るか。関連する経済主体の利害調整や自由化政策の採択・実施は容易ではないことが予想される。国際経済への統合はヴィエトナムの経済運営の根幹に関わる問題を提起している。

ASEANにおいては、ASEAN - 6における貿易自由化が一定の進展を見せる中で、新規加盟国の位置づけや経済協力の在り方が重要な課題となりつつあり、新規加盟国の中で最も早い時期にAFTAへの参加が予定されているヴィエトナムの対応が注目される。また、ASEANでは、中国との関係がもう一つの大きな課題として浮上しており、2001年11月にはASEANと中国が自由貿易協定締結に向けて調査を開始することで合意に至った。ASEANと中国の関係を捉える上では、中国と国境を接し近年中国との貿易が急速に拡大しつつあるヴィエトナムは重要な鍵を握るものと考えられ、この意味でも今後のヴィエトナムの動きを注視していく必要がある。

(藤田麻衣)

(注)

- <sup>1</sup> General Statistical Office, *Statistical Yearbook 2000*, Hanoi: Statistical Publishing House, 2001に基づき算出。ドンから米ドルへの換算レートは、International Monetary Fund, *IMF Country Report*, No.01/59, April 2001に掲載のレートを使用。
- <sup>2</sup> General Statistical Office, *International Merchandise Trade Vietnam 1998*, Hanoi: Statistical Publishing House, 2000.
- <sup>3</sup> IMFは、1999年時点でヴィエトナムは貿易体制の制限度を、10段階評価(0が最も開放

的、10が最も制限的)に基づいて9と評価し、加盟国の中で最も制限的な貿易体制を持つ国の一つと位置づけている (International Monetary Fund, “Vietnam : Selected Issues,” *IMF Staff Country Report*, No.99/55, 1999, p.59 )。

- <sup>4</sup> 2000年における全品目の関税率の単純平均は16.2%であるが、最低値は0%、最高値は100%となっている (Vo Tri Thanh, “An Overview of Vietnam’s Trade Policy in the 1990s,” University of Sussex/CIEM Project on the Impact of Trade Reform and Trade Shocks on Household Poverty Dynamics, Hanoi, April 2001. )。
- <sup>5</sup> 計画投資省の発表によれば、2001年の直接投資の認可件数は460件、登録資本金額は24億米ドルとなっている ( *Vietnam Investment Review*、2001年12月31日～2002年1月6日 )。
- <sup>6</sup> ヴィエトナムはAPECにも加盟しているが、APECは加盟国の自主性を基盤とした貿易・投資の自由化・円滑化の枠組みであり、現状ではヴィエトナムにとって自由化推進の原動力となりえていないという理解から、本節では特に取り上げないこととした。APECでは、ヴィエトナムは1998年以降毎年「個別行動計画 ( Individual Action Plan : IAP )」を提出している。これは、関税、非関税措置、サービス、投資など約14項目にわたって各国の 現状、 短期的～中期的自由化目標、 長期的自由化目標を記載したものである。各項目とも、現状については比較的詳細な記述となっているものの、短期的～中期的、長期的な行動計画については曖昧な記述が目立つ。また、既に参加しているASEANのガイドラインに沿って、あるいはWTOへの加盟に伴い実施する旨の記述も多く見られることから、APECがヴィエトナムにとって自由化の原動力とはなりえていないことがうかがえる。
- <sup>7</sup> 当該品目がILに移行しCEPT関税率が20%以下に引き下げられたことにより、当該品目がILに含まれている他のASEAN諸国からCEPT関税率の適用を受けることができるようになる時点のことをいう。
- <sup>8</sup> 箭内彰子「ASEANにおける貿易自由化 - 一方的自由化から制度的自由化へ - 」作本直之編『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所 (2002年3月刊行予定)。
- <sup>9</sup> ASEAN - 6による新規加盟国に対する経済協力の取り組みとして、2001年、ASEAN経済大臣の間で合意されたASEAN一般特惠関税 ( General System of Preferences : GSP ) スキームが挙げられる。これは、ASEAN - 6が新規加盟国に対し一方的な関税引き下げを実施するスキームで、対象品目は二国間交渉で決定されるものの、GSPは先進国が発展途上国に対し供与するのが通例であることを考えれば、画期的な取り組みと捉えられよう。

- <sup>10</sup> Menonは、新規加盟国はASEAN - 6と同じペースで自由化を進められる段階に達していないため、AFTAの拡大はAFTAプロセスの実施や深化を遅らせるか、あるいはAFTAの分断を招く可能性がある、と指摘している（Jayant Menon, 'The Evolving ASEAN Free Trade Area: Widening and Deepening', *Asian Development Review*, Vol.19 No.1, 2000.）
- <sup>11</sup> 明示的な条件は以下の3つである： ASEAN域内に立地していること、 ASEAN資本が30%以上であること、 スキームに「資源の共有」が盛り込まれていること。
- <sup>12</sup> 2001年3月19日現在、認可されたAICO案件は74件に上り、そのほとんどが外資系企業の域内拠点間のスキームである（ASEAN事務局ウェブサイト<http://www.aseansec.org> 2002年1月10日）。
- <sup>13</sup> General Statistical Office, *Statistical Yearbook 2000*, Hanoi: Statistical Publishing House, 2001, に基づき算出。
- <sup>14</sup> Thomas Cottier, "Preparing for the World Trade Organization: Background Study on Vietnam's WTO Accession," UNDP Hanoi, Government of Vietnam and UNCTAD, April 2000, p.13.
- <sup>15</sup> 2001年5月、グエン・ミン・カム副首相が、WTOへの加盟が遅れることによる直接投資や経済協力、外交関係への影響を懸念し、2005年までのWTO加盟実現の必要性を訴えたと報道されている（*Saigon Times Daily*、2001年5月8日）。
- <sup>16</sup> 2001年11月、中国はヴェトナムを含むWTO未加盟のASEAN諸国に対して最恵国待遇を認めることを発表した（*Nhan Dan*、2001年11月12日）。しかし、最恵国待遇の継続は定期的な交渉によって決定され、ヴェトナムはWTO加盟国のように中国市場への長期的・安定的なアクセスが保障されているわけではない。
- <sup>17</sup> ヴィエトナムのバイク産業の発展過程、問題点については、石田暁恵「ベトナムのバイク産業 国産化の始動」『アジア研ワールド・トレンド』2001年11月号を参照。
- <sup>18</sup> 『国別通商政策研究事業報告書：ヴェトナム』アジア経済研究所、1997年3月、pp 35 - 36。
- <sup>19</sup> General Statistical Office, *Statistical Yearbook 1995*, Hanoi: Statistical Publishing House, 1996.
- <sup>20</sup> 1999年、2000年の数字はGeneral Statistical Office, *Statistical Yearbook*, Hanoi: Statistical Publishing House各年版、2001年は*Viet Nam News*、2001年10月12日による。2001年1月から9月までの輸入台数のうち、80%は中国からの輸入が占めると報道されている。
- <sup>21</sup> 'Feeling fragile,' *Vietnam Economic Times*, No .75、2000年5月。

<sup>22</sup> *Saigon Times Daily*、2001年10月5日（外資系企業の対応）および*Saigon Times Daily*、2001年付1月19日（国営企業の対応）などに基づく記述。

<sup>23</sup> Serge Pannatier, “Assessment of Vietnam’s Institutional and Human Infrastructure for the Formulation of Trade Policy and the Undertaking of Multilateral Trade Negotiation, and the Identification of Needs for Support to Trade Policy Formulation and Trade Negotiations”, UNDP-Hanoi, Government of Vietnam, and UNCTAD, April 2000.